

NPO 団体

HSC(ハッピースマイルチルドレン)会則

令和 4 年 10 月 1 日

1. 役員

代表	井阪	明希
副代表	柏木	博美
監査	橋本	大
会計	大橋	優子
理事	高柳	裕子
理事	水西	里菜

2. 目的

DV、虐待を受けている。貧困に悩んでいる。などの家庭や個人(18歳以下の子ども)に対し、現状支援を行うと共に話し合いを重ね対策を講じ解決に向かい支援を行うことを目的とする。

- 一、子ども食堂や見守りなどの子ども支援
- 二、シェルターの設立(生活と環境の改善と支援)
- 三、その他の子どもや福祉施設への支援活動

3.活動場所

大阪市内→今後、各市区町村へと広げていく予定。
沖縄県 那覇市

4.定例会

月に1回(第三水曜日 22:00~グループ通話にて)・半年ごとに面通しの予定。

尚、総会は年に1回10月に行うものとする。

*不参加の場合は決定を委任して頂いたこととなります。

5.設立年月日

令和3年4月1日

6.会則の改正

改正案がある場合は、意見を出し合い定例会による話し合い後、役員によって決定する。

7.活動条件

- ・ボランティア保険の加入(費用は団体もち)は、2回目の活動に参加するまでに加入の有無を申し出る。尚、次年度の更新は年間に1回以上活動に参加し、来年度に参加希望する方のみ方のみとする。
- ・更新したメンバーを当団体の会員とする。
- ・団体内での個人的連絡は、基本禁止とする。(対面での連絡先交換は除く。)

8・役員選出

- ・会員、役員からの推薦により選出される。その後、総会での承認により決定する。